

【自衛隊員とご家族のみなさんへ】

防衛省・自衛隊における新型コロナウイルスの 感染拡大防止に向けた取組について

～ 国民の生命と財産を守る使命を全うするために ～

令和2年4月
防 衛 省

1 自衛隊員のみなさんをお願いしたいこと

【一般感染対策】

- 感染を予防するため、マスクの着用やうがい・手洗い、咳エチケットなどを徹底してください。



【不要不急の外出】

- 帰省や会合への参加等をはじめ、不要不急の外出は厳に慎んでください。
- 営内者は、外出を希望する場合には、行き先を明示して所定の手続きを行い、休業要請の対象施設には近づかないでください。
- 営外者も、外出の必要性を慎重に検討し、自制のある行動をお願いします。

【不要不急の外出にあたらぬもの（例）】

生活必需品の購入、通院、金融機関における預貯金の払出等、健康維持のための散歩・ジョギング（各自治体等から示される考え方などを踏まえた行動をお願いします）

2 感染拡大の防止に向けた防衛省・自衛隊の取組

【出勤者数の抑制等】

- 職場や通勤時における感染を防止するため、真に必要な業務を精査し、交代制勤務の実施等を行い、テレワークを含む在宅勤務を積極的に進め、出勤する職員が各機関等の職員の半数を超えることがないよう取り組んでいます。
- 休日に勤務（在宅勤務を含む）した職員については、代休の取得に支障を生じさせないよう措置を講じます。
- 出勤する場合にも、フレックスタイム制や早出遅出勤務の活用による、混雑時間帯を回避した出勤を推進しています。



【行事の中止等】

- 講演会や音楽会など部外者の参加を前提とした行事等については、原則、中止又は延期としています。
- 部内者のみが参加する行事等についても、真に必要なものだけに限り開催します。
- 行事等を開催する場合には、実効性のある感染症対策を確実に講じます。

3 継続する任務・活動

- 防衛省・自衛隊は、危機管理官庁として、いかなる状況にあっても、国民の命と安全を守る任務を遂行できる態勢を維持する必要があります。
- そのため、次のような任務は、引き続き万全を期して対応していかなければなりません。

- ・ 警戒監視活動



- ・ 対領空侵犯措置



- ・ 災害派遣 等



- 自衛隊の即応性を維持するためには、隊員の練度を維持・向上させるため、教育訓練は続けていく必要があります。
- よって、同一部隊の隊員のみで行う訓練や、艦艇・航空機等により行う教育訓練は実施します。ただし、複数の部隊等が集合して行う教育訓練は原則として中止又は延期とします。
- 教育訓練の実施やそのための調整等に際しても、確実にマスクを着用し、「3つの密」を避ける、混密な状態となる車内等の移動空間環境を避ける、天幕内の定期的な換気や隊員同士の間隔を保つ、更に隊員の健康状態にも配慮した感染症対策を十分に講じます。